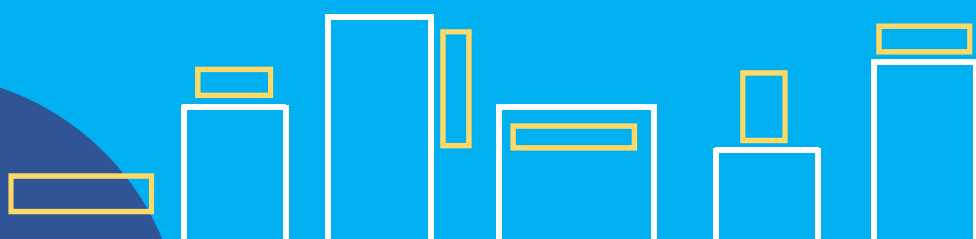


看板等の屋外広告物のオーナーの皆様へ

屋外広告物の安全点検が義務化されました

安全点検義務 令和3年4月1日から始まりました



近年、全国的に適切に管理されていない屋外広告物が落下又は倒壊する事故が発生しており、看板などの屋外広告物の安全性の確保がこれまで以上に求められています。

鳥取県では、こうした状況を考慮し、広告物による公衆への危害を防止するため、鳥取県屋外広告物条例の一部を改正し、広告物の所有者等に設置時及び定期的に安全点検を実施することを義務付けました。

鳥取県

Q 屋外広告物の安全点検の義務化はいつから始まったの？

A 許可の要・不要を問わず **令和3年4月1日から** 始まりました。

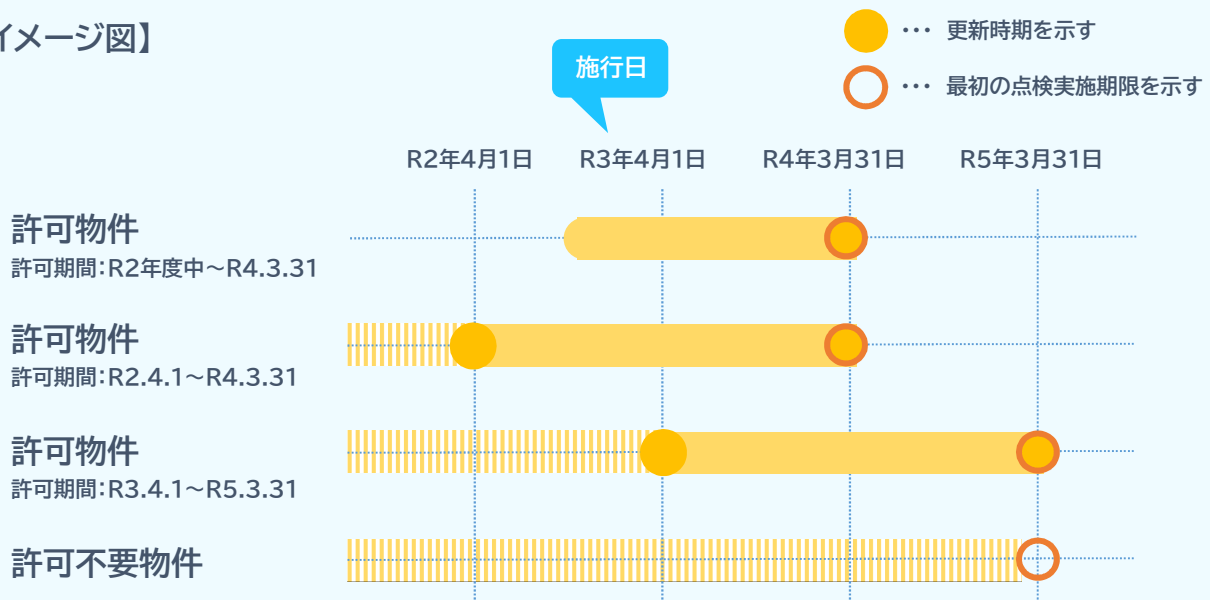
令和3年4月1日以降に設置が完了する広告物

屋外広告物を表示、設置、管理又は所有・占有する者は、設置完了時とその後2年に1度安全点検を実施しなければなりません。

令和3年4月1日より前に設置された広告物

令和5年3月31日まで(許可物件は更新申請まで)に1度、その後2年に1度安全点検を実施しなければなりません。

【イメージ図】



許可期間は最長2年ですが、年度途中で最初の許可を受ける広告物の許可期間は、許可日の翌年度末までとなりますので、令和3年4月1日より前に設置されている広告物は上記の4パターンのいずれかになります。

安全点検の結果は2年間大切に保管してください。

安全点検の結果は2年間保管するとともに、老朽箇所、不具合があった場合は速やかに補修し、適切に管理してください。

点検を行わず、市町村の指導や命令に従わない場合、50万円以下の罰金が課せられることがあります。

点検義務のない広告物

はり紙・はり札、電柱巻付広告、立看板、広告幕、気球広告、壁面等に直接塗装・シート貼りつけたもの、建築物の壁面に切文字・箱文字を直接施工したもの※

※ ロゴ・シンボルを含み、全体の表示面積が10㎡以下のもの。ただし、許可を要するもの及び電飾を伴うものは除く。

これらは点検義務の対象外ですが、適切に管理を行ってください。

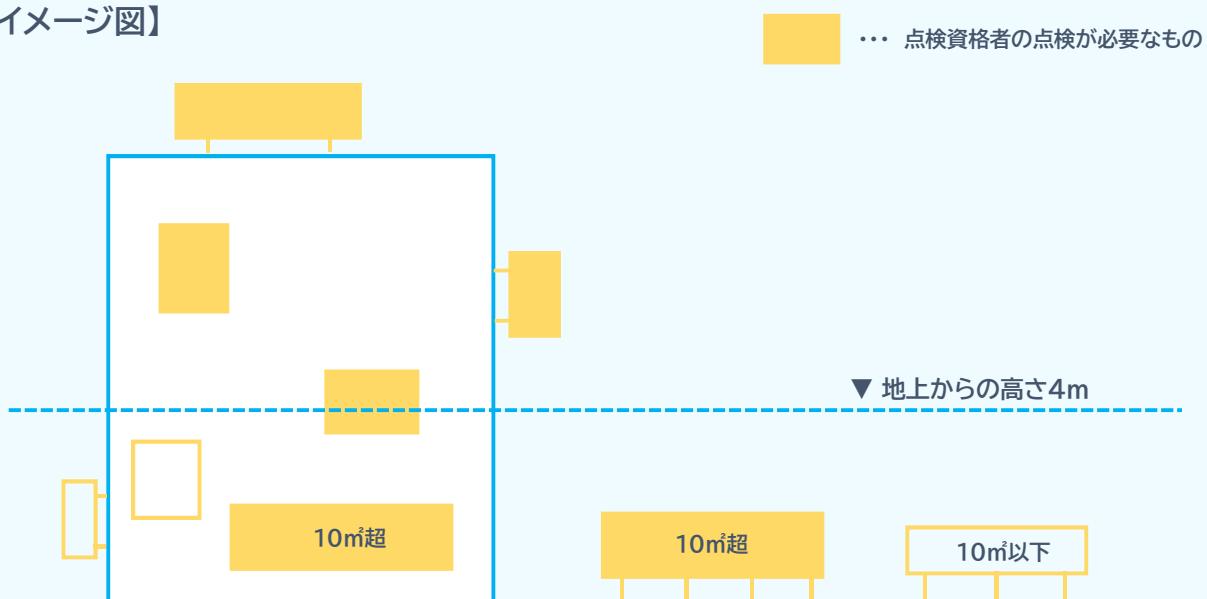
Q どんなものを点検するの？点検はだれがするの？

A 点検義務のない広告物を除き、**全ての広告物の点検が必要です。**
表示面積が10㎡を超えるもの又は高さが4mを超える広告物は、**点検資格者**に依頼して点検をしてください。

点検資格者による点検が必要な広告物

表示面積が10㎡を超えるもの又は高さが4m(地上から広告物の上端まで)を超えるもの

【イメージ図】



点検資格者の一覧

屋外広告士、建築士(一級・二級)、電気工事士(一種・二種)、電気主任技術者(一～三種)
技能検定合格者(一級・二級広告美術仕上げ)、屋外広告物点検技能講習修了者

点検資格者をお探しの場合は
こちらへ

鳥取県広告美術業協同組合 TEL:0859-33-6622

点検方法

鳥取県屋外広告物安全点検指針に沿って、点検を行ってください。また、指針に定める点検票に点検結果を記録してください。

点検内容・点検票は
こちらから

点検箇所

点検内容

鳥取県屋外広告物安全点検指針

<https://www.pref.tottori.lg.jp/292522.htm>

基礎部・上部構造、支持部、取付部、広告板、照明装置など

傾斜・ぐらつき、ひび割れ、錆び・腐食、変形、破損、ボルト・ナットのゆるみ、欠落など



Q 安全点検を行った後はどうするの？

A 鳥取県屋外広告物条例に基づき設置等の許可が必要な広告物は、設置等の完了届や許可の更新申請に点検結果の添付が必要です。

点検結果の提出

次の書類を市町村へ提出する際は、点検結果を添付してください。

完了届

令和3年4月1日以降に設置等が完了したものから

更新申請

令和3年4月1日以降に更新の申請を行うものから

※ 更新申請に添付する安全点検の結果は、許可期間満了日の6カ月以内に実施された安全点検のものでなければなりません。

各市町村への問い合わせ先一覧

米子市	建築相談課	0859-23-5293	琴浦町	建設住宅課	0858-55-7804
境港市	都市整備課	0859-47-1066	日吉津村	総合政策課	0859-27-5954
岩美町	産業建設課	0857-73-1562	大山町	企画課	0859-54-5202
若桜町	農林建設課	0858-82-2236	南部町	建設課	0859-66-3115
智頭町	地域整備課	0858-75-4113	伯耆町	地域整備課	0859-68-5539
八頭町	建設課	0858-76-0206	日南町	住民課	0859-82-1112
湯梨浜町	建設水道課	0858-35-5312	日野町	建設水道課	0859-72-0350
三朝町	建設水道課	0858-43-3502	江府町	産業建設課	0859-75-6610
北栄町	地域整備課	0858-37-3117			

鳥取市及び倉吉市の区域の広告物の安全点検等については、それぞれ鳥取市屋外広告物条例、倉吉市屋外広告物条例が適用されますので、各市にお問い合わせください。

鳥取市 都市企画課 0857-30-8342

倉吉市 管理計画課 0858-22-8174

鳥取県屋外広告物条例に関する問い合わせ先

鳥取県 生活環境部 暮らしの安心局住まいまちづくり課 景観・建築指導室 TEL:0857-26-7130

義務化された安全点検以外にも日常的な安全管理は、所有者の義務であり、落下事故等により長年積み重ねてきた企業・店舗の信頼・信用を失うのは一瞬です。日々の安全管理を心がけましょう。

点検ガイドブックは
こちらから

「オーナーさんのための看板安全管理ガイドブック」

屋外広告物適正化推進委員会

https://www.milt.go.jp/toshi/townscape/crd_townscape_tk_000012html

